平成31年度蛍光管等の購入（千葉北住まいセンター）

入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ千葉北住まいセンターの入札公告（平成31年1月28日付入札公告）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

１　入札等実施要領
２　競争参加資格等
３　入札心得書
４　使用印鑑届（様式）
５　入札書・内訳書及び封筒（様式）
６　委任状（様式）
７　単価契約書（案）
８　仕様書【別冊１】
９　提出書類一覧

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ　千葉北住まいセンター

1　入札等実施要領

1　分任契約責任者の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター

センター長 大山 勉

2　調達内容

(1)　件名

平成 31 年度蛍光管等の購入（千葉北住まいセンター）

(2)　調達案件の仕様等

仕様書による。

(3)　履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(4)　納入場所

仕様書による。

(5)　入札方法

イ　本件は、単価契約である。入札金額は、仕様書に示した品目の単価に予定数量を乗じた総価とし、一切の諸経費を含んだ総価を5　入札書・内訳書及び封筒（様式）に示す入札書に記載するものとする。入札書には内訳書を添付すること。内訳書に記載の合計額と入札書に記載の金額に相違があった場合及び内訳書の記載に誤りがあった場合、当該入札書は無効とする。

なお、予定数量は発注者の過去の実績を基に算出、記載したものであり、記載どおりの発注を確約するものではない。

ロ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。入札書には内訳書を同封すること。入札書と内訳書の金額が相違する場合は無効とする。なお、入札金額を算定した品目の単価を契約単価とする。

ハ　本件業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

3　入札保証金及び契約保証金

免除

4　質問書の提出及び回答

(1)　入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式)」の提出による。

イ　提出期限　平成 31 年 2 月 22 日（金）17 時 00 分　持参または郵送とする。
ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。
また、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

ロ　提出場所　〒277－0005　千葉県柏市柏 4-8-1　柏東口金子ビル５階
独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社URコミュニティ　千葉北住まいセンター
総務収納課（電話04-7197-5700）

(2)　質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ　閲覧期間
平成 31 年２月 26 日（火）から平成 31 年３月 14 日（木）まで

ロ　閲覧場所
(1) ロに同じ。

5　競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法

イ　提出書類：9　提出書類一覧

ロ　提出期間：平成 31 年１月 28 日(月)から平成 31 年２月 22 日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及を除く毎日

ハ　受付時間：10 時 00 分から 17 時 00 分まで

ニ　提出場所：〒277－0005　千葉県柏市柏 4-8-1　柏東口金子ビル５階
独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社URコミュニティ 千葉北住まいセンター
総務収納課（電話04-7197-5700）

ホ　提出方法：持参又は郵送とする。ただし、持参の場合は予め来所日時を連絡の上、持参することとし、郵送の場合は簡易書留とし、同日同時刻必着とする。また、封筒に「申請書在中」と朱書すること。

6　入札手続等

(1)　競争参加資格の確認通知等

①　競争参加資格の確認通知

申請書等を提出した者について、当社で審査を行い、本入札に参加する資格を有するか確認し、平成 31 年２月 27 日（水）までに競争参加資格の有無について通知する。ただし、その後開札の時までの期間に本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止措置を受けた者は選定しない

(2)　苦情申立て

①　競争参加資格がないと認められた者は、当社に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

イ　提出期限：平成 31 年３月８日（金）

ロ　提出場所：〒277-0005　千葉県柏市柏 4-8-1　柏東口金子ビル５階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
千葉北住まいセンター
総務収納課（電話 04-7197-5700）

ハ　提出方法：提出場所へ持参するものとする。

②　当社は、説明を求められたときは、平成 31 年３月 11 日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

③　当社は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

④　当社は、②の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

⑤　本手続きにおける競争参加資格の確認その他手続き等に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平 7.12.14 付政府調達苦情処理推進本部決定)」により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

(3)　入札手続き及び落札者の決定

①　入札書の提出期限及び場所

提出期限：平成 31 年 3 月 13 日（水）17 時 00 分　持参または郵送とする。

（郵送の場合は、書留郵便とし、同日同時刻必着のこと。）

提出場所：〒277－0005　千葉県柏市柏 4-8-1　柏東口金子ビル５階
独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社URコミュニティ　千葉北住まいセンター　総務収納課

②　開札の日時及び場所

平成 31 年 3 月 14 日（木）11 時 00 分
独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社URコミュニティ　千葉北住まいセンター会議室(4 階)

③　落札者の決定

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

④　再公募について

当該業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

7　手続きにおける交渉の有無　無

８　契約書の作成の要否等　要

７　単価契約書（案）・８　仕様書【別冊１】のとおり。

９　支払条件

７　単価契約書（案）　のとおり

10　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、「独立行政法人と 一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、 当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホーム ページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構ＯＢ）の人数、職名及び機構における最終職名

② 機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は

３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

11　その他の手続等

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2)　入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(3)　当社に提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(4)　当社に一旦提出された書類は返却しない。ただし、再公募となった場合は返却する。

(5)　当社に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(6)　提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。

(7)　提出書類等に虚偽の記載をした場合においては、提出書類等を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(8)　公示から業務開始までのスケジュール

平成 31 年１月 28 日（月）	申請書受付（～２月 22 日）
	質問書受付（～２月 22 日）
	入札説明書交付（～３月 14 日）
平成 31 年２月 27 日（水）	競争参加資格の確認通知
平成 31 年３月 13 日（水）	入札書の提出期限
平成 31 年３月 14 日（木）	開札、落札者の決定
平成 31 年３月 20 日（水）	単価契約書締結
平成 31 年４月１日（月）	業務開始

以上

2　競争参加資格等

1　競争参加資格

(1)　次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ　当該契約を締結する能力を有しない者

ロ　破産者で復権を得ない者

ハ　暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者（詳細は、独立行政法人都市再生機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者を参照）

ニ　入札書受領期限の日から起算して２年前の日以降において、次の掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。

（イ）　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は物件及び財産の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（ロ）　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ハ）　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ニ）　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（ホ）　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（ヘ）　(イ)～(ホ)に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（ト）　(イ)～(ヘ)に該当する者を入札代理人として使用する者

（チ）　落札者となった場合正当な理由なく契約書の提出を拒んだ者

（リ）　不誠実な入札をなしたと認められる者

（ヌ）一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その措置を受けることがなくなった日から２年を経過していない者

ホ　競争参加資格申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長から本件業務の実施場所を含む区域を措置区域とする指名停止の通知を受けている者

ヘ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法等に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

ト　不法な行為を行い、若しくは行う恐れがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で当該業務の請負業者として適当でないと当社が認める者

(2)　次の要件をすべて満たしている者であること。

イ　申請書等提出時点で、平成 29・30 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物

購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが競争に参加するためには、申請書等の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163－1382　東京都新宿区西新宿 6-5-1　新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部経理課　電話　03-5323-3171

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 15 分から 17 時 40 分まで。ただし 12 時から 13 時までを除く。）

2　競争参加者に求められる義務

(1)　この一般競争入札に参加を希望する者は、本説明書に示す競争参加資格確認申請書を作成し、申請書の提出期限までに提出しなければならない。また、当社が当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)　作成された申請書は、当社において審査するものとし、本説明書に示した競争参加資格を有すると判断した申請書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

以上

（様式１－１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
千葉北住まいセンター
　センター長　大山　勉　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成 31 年 1 月 28 日付けで公示のありました平成 31 年度蛍光管等の購入（千葉北住まいセンター）に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1　（様式１－２）会社概要書（添付資料含む）
2　競争参加資格認定通知書の写し

以　上

（様式１－２）

会　社　概　要　書

称号又は名称、代表者名		
設　立　年　月　日		
本店	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
最寄りの支店営業所	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
	所在地	
	電話番号 （ＦＡＸ）	
都市機構東日本地区 （平成29･30年度） 競争参加資格物品購入等 登録番号		登録番号：

注１）会社案内等を添付してください。

3 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する平成 31 年度蛍光管等の購入（千葉北住まいセンター）の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第２条　一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札説明書に示した時刻までに提出しなければならない。

３　前項の入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書及びその他提出書類について、入札説明書に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

７　入札書には、総価を記載するものとする。なお根拠資料として、入札説明書に示す内訳書を作成し、入札書とともに封入すること。

８　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

９　入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

３　入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

４　入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

５　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第５条　入札参加者は、入札書をいったん入札箱へ投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

２　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

３　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

４　入札金額の記載を訂正したとき。

５　入札書の金額と内訳書に記載された金額が相違するとき。

６　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないときまたは記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

７　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入札を行ったとき。
８　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行ったとき。
９　明らかに連合によると認められるとき。
10　第２条第９項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
11　前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　開札は、当社が通知した場所及び日時に入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第８条　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第９条　開札の結果、落札者がないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。
２　前項の再度の入札は、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第 10 条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者の制限）

第 11 条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。
２　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
３　独立行政法人都市再生機構の業務に関し、贈賄等刑法その他法令に定める罰則にふれる行為または不正若しくは不誠実等の行為をした者
４　公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
５　落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者
６　監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
７　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
８　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当

たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

９　不誠実な入札をなしたと認められた者

（契約書の提出）

第 12 条　落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第 13 条　入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　使用印鑑届（様式）

入札に係る提出書類について

1　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。

（当センターに一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（当センターに一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3　入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

一　代表者本人が入札される場合：**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

二　代理人の方が入札される場合：**委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）**及び**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以　上

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

平成　年　月　日

住所

商号又は名称

代表者　　印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
千葉北住まいセンター
　センター長　大山　勉　　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る当社の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

平成　年　月　日 ← 提出日

住所
商号又は名称
代表者　　印

実印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
千葉北住まいセンター
　センター長　大山　勉　　殿

使用印を届け出る当社の組織・組織の長の役職及び氏名

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る当社の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

5　入札書・内訳書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　円也（税抜）

ただし、平成31年度蛍光管等の購入（千葉北住まいセンター）

上記金額の根拠は内訳書のとおり

入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

所在地
商号又は名称
代表者　　印
代理人　　印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ　千葉北住まいセンター
センター長　大山　勉　殿

内 訳 書

総 額　　円(税抜)

No.	品名	形名	予定数量(A)	単価(B)	予定額(A)×(B)
1	蛍光灯直管	FL10W	320		
2	蛍光灯直管	FL15W	70		
3	蛍光灯直管	FL20SW	45		
	蛍光灯直管	FL20SSW/18	350		
4	蛍光灯直管	FL40W	10		
5	蛍光灯直管	FL20SSN18	5		
6	蛍光灯直管	FL20SSEL18HF	5		
7	蛍光灯丸型	FCL20W	10		
8	蛍光灯丸型	FCL30W	10		
9	蛍光灯丸型	EFD15EL/13-Z	35		
	蛍光灯丸型	EFD15EN/12-Z	5		
	蛍光灯丸型	EFD15ED/12-Z	20		
10	蛍光灯丸型	EFD15EN/13-Z	10		
11	直管ラピッド	FLR40SW/M	55		
12	蛍光灯ツイン1	FPL18EX	20		
13	蛍光灯ツイン1	FPL28EX	5		
14	蛍光灯ツイン1	FPL36EX	5		
15	蛍光灯ツイン1	FHF16EX	255		
16	蛍光灯ツイン1	FHF32EX	100		
17	蛍光灯ツイン1	FHP32EN-K	5		
18	蛍光灯ツイン2	FDL13EX	40		
19	蛍光灯ツイン2	FDL18EX	10		
20	蛍光灯ツイン2	FDL27EX	5		
21	蛍光灯ツイン2	FML13EX	100		
22	蛍光灯ツイン2	FML18EX	5		
23	蛍光灯ツイン2	FML36EX	10		
24	蛍光灯ツイン3	FHT16EX	40		
25	蛍光灯ツイン3	FHT24EX	50		
26	蛍光灯ツイン3	FHT42EX	60		
27	点灯管	FG-1E	945		
28	点灯管	FG4P	5		
29	点灯管	FG-1P	55		
30	LED電球	LDT8LGZ60SW2	5		
31	水銀灯	HF100X	5		

※予定数量は過去の購入実績をもとに算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。
※内訳明細書の合計金額と入札書の額は同額とし、異なる場合は無効とする。
※この内訳書を入札書に同封すること。

平成　　年　　月　　日

住所

商号または名称　　印

（封筒見本）

表

独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
千葉北住まいセンター　大山　勉　殿
（件名「平成31年度蛍光管等の購入（千葉北住まいセンター）」入札書）

裏

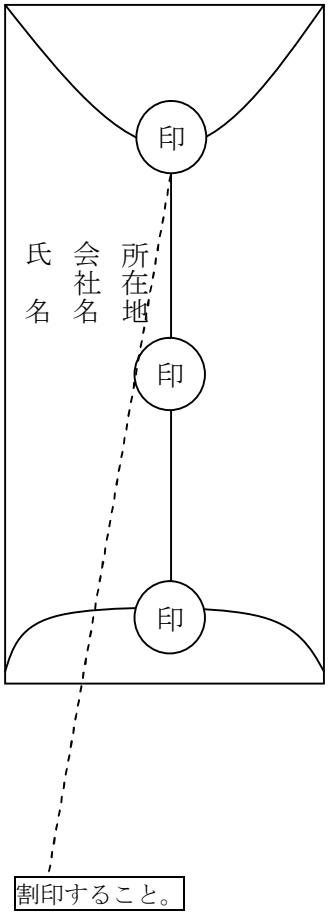

※　提出された入札書については、開封の前後問わず、引換え、変更又は取消しをすることできない。

6　委任状（様式）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構　業務受託者株式会社URコミュニティ　千葉北住まいセンターの発注する「平成31年度蛍光管等の購入（千葉北住まいセンター)」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札に関する一切の件

代 理 人 使用印鑑	

平成　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者　　印

独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社URコミュニティ　千葉北住まいセンター
センター長　大山　勉　殿

7　単価契約書（案）

単　価　契　約　書

1　業務名称　　平成31年度蛍光管等の購入（千葉北住まいセンター）

2　契 約 期 間　平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者　　は頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　住　所

氏　名　　印

受注者　　住　所

氏　名　　印

（総則）

第１条　発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の制限）

第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（発注手続）

第４条　発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

（納入期限の延長）

第５条　受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（危険負担）

第６条　物品の納入に当たり、次条第１項の発注者の確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

（検査）

第７条　受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

２　発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

（瑕疵担保責任）

第８条　受注者は、前条第４項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から１年間当該物品の瑕疵を補修するものとする。

（売買代金）

第９条　発注者は、第７条第４項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価（以下「売買代金」という。）として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

２　受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により第７条第２項の期間内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（単価の改定）

第10条　物価に変動があり、前条１項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第11条　受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第11条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注

者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第12条　受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

二　第２条、第３条又は第８条の規定に違反したとき。

三　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認め

られるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定によりこの契約が解除された場合

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の都合による解除）

第14条　発注者は、第13条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったと

きは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第15条　発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第16条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以　上

添付書類

（別紙）単価表

（別冊１）仕様書

別紙

単　価　表

（税抜）

品名	規格	単価（円/個）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

8　仕様書　【別冊１】

仕　様　書

件名　平成 31 年度蛍光管等の購入（千葉北住まいセンター）

１　対象品目

別紙１「対象品目一覧表」のとおり。

２　仕様

ＪＩＳ・ＪＥＬ規格品、ＪＩＬ適合品、グリーン購入法適合品であること。

３　対象団地

別紙２「対象団地一覧表」のとおり。

４　発注手続

発注は別紙３「発注書」により、ファックスにより行うこととする。

なお、発注者よりファックスを受領した際は、受領書をファックスにて返送すること。

５　納期

発注した商品については、発注者の指定する期日及び時間帯に納品すること。

６　納品方法

(1)　納品は、発注者の指定する場所（上記３　別紙２「対象団地一覧表」の納品先）へ直接行うこと。

(2)　納品する商品には、発注部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。

(3)　納品する商品については、発注部署の指示により仕分けし、個別に梱包すること。

(4)　配送に係る費用については、受注者が負担すること。

(5)　納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

７　請求書等

請求書は、当該１か月分の数量をまとめ、発注者に提出すること。

以　上

別紙1

対象品目一覧表

No.	品名	形名	予定数量(A)	単価(B)	予定額(A)×(B)
1	蛍光灯直管	FL10W	320		
2	蛍光灯直管	FL15W	70		
3	蛍光灯直管	FL20SW	45		
	蛍光灯直管	FL20SSW/18	350		
4	蛍光灯直管	FL40W	10		
5	蛍光灯直管	FL20SSN18	5		
6	蛍光灯直管	FL20SSEL18HF	5		
7	蛍光灯丸型	FCL20W	10		
8	蛍光灯丸型	FCL30W	10		
9	蛍光灯丸型	EFD15EL/13-Z	35		
	蛍光灯丸型	EFD15EN/12-Z	5		
	蛍光灯丸型	EFD15ED/12-Z	20		
10	蛍光灯丸型	EFD15EN/13-Z	10		
11	直管ラピッド	FLR40SW/M	55		
12	蛍光灯ツイン1	FPL18EX	20		
13	蛍光灯ツイン1	FPL28EX	5		
14	蛍光灯ツイン1	FPL36EX	5		
15	蛍光灯ツイン1	FHF16EX	255		
16	蛍光灯ツイン1	FHF32EX	100		
17	蛍光灯ツイン1	FHP32EN-K	5		
18	蛍光灯ツイン2	FDL13EX	40		
19	蛍光灯ツイン2	FDL18EX	10		
20	蛍光灯ツイン2	FDL27EX	5		
21	蛍光灯ツイン2	FML13EX	100		
22	蛍光灯ツイン2	FML18EX	5		
23	蛍光灯ツイン2	FML36EX	10		
24	蛍光灯ツイン3	FHT16EX	40		
25	蛍光灯ツイン3	FHT24EX	50		
26	蛍光灯ツイン3	FHT42EX	60		
27	点灯管	FG-1E	945		
28	点灯管	FG4P	5		
29	点灯管	FG-1P	55		
30	LED電球	LDT8LGZ60SW2	5		
31	水銀灯	HF100X	5		

※予定数量は過去の購入実績をもとに算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

別紙２

対象団地一覧表

千葉県内

団　地　名	住　　所	納入場所
常盤平	千葉県松戸市常盤平3丁目27番地2（常盤平セントラルハイツ団地2号棟1階）	常盤平団地管理サービス事務所
常盤平駅前	千葉県松戸市常盤平3丁目27番地2（常盤平セントラルハイツ団地2号棟1階）	常盤平団地管理サービス事務所
豊四季台	千葉県柏市豊四季台3-1（コンフォール柏豊四季台団地2号棟1階）	コンフォール柏豊四季台団地管理サービス事務所
小金原	千葉県松戸市小金原3丁目18番地	小金原団地管理サービス事務所
湖北台	千葉県我孫子市湖北台7丁目1番	湖北台団地管理サービス事務所
常盤平中央	千葉県松戸市常盤平3丁目27番地2（常盤平セントラルハイツ団地2号棟1階）	常盤平団地管理サービス事務所
常盤平一丁目	千葉県松戸市常盤平3丁目27番地2（常盤平セントラルハイツ団地2号棟1階）	常盤平団地管理サービス事務所
梨香台	千葉県松戸市高塚新田512番地10	梨香台団地管理サービス事務所
野菊野	千葉県松戸市野菊野	野菊野団地管理サービス事務所
牧の原	千葉県松戸市牧の原435番地の1	牧の原団地管理サービス事務所
大津ヶ丘	千葉県柏市大津ヶ丘3丁目1番	大津ヶ丘団地管理サービス事務所
千葉NT 清水口	千葉県白井市清水口2丁目4番	清水口団地管理サービス事務所
千葉NT 堀込	千葉県白井市堀込1丁目5番	堀込団地管理サービス事務所
千葉NT 小室ハイランド	千葉県船橋市小室町906番	小室ハイランド団地管理サービス事務所
北柏ライフタウン松葉町一丁目	千葉県柏市松葉町1丁目12番	清掃作業員詰所
千葉NT 内野	千葉県印西市内野2丁目	内野団地管理サービス事務所
常盤平セントラルハイツ	千葉県松戸市常盤平3丁目27番地2	常盤平団地管理サービス事務所
大津ヶ丘第二	千葉県柏市大津ヶ丘3丁目1番（大津ヶ丘団地内）	大津ヶ丘団地管理サービス事務所
エステート江戸川台	千葉県流山市江戸川台西3丁目31-1	清掃作業員詰所
常盤平けやき通り	千葉県松戸市常盤平3丁目27番地2（常盤平セントラルハイツ団地2号棟1階）	常盤平団地管理サービス事務所

千葉NT 原山	千葉県印西市原山3丁目	原山団地管理サービス事務所
千葉NT 高花	千葉県印西市原山3丁目（原山団地内）	原山団地管理サービス事務所
豊四季台第二	千葉県柏市豊四季台3-1（コンフォール柏豊四季台団地2号棟1階）	コンフォール柏豊四季台団地管理サービス事務所
小金原けやき通り	千葉県松戸市小金原3丁目18番地（小金原団地内）	小金原団地管理サービス事務所
千葉NT 原山第二	千葉県印西市原山1丁目3番地	原山第二団地管理サービス事務所
千葉NT ファーストアベニュー小倉台	千葉県印西市小倉台1丁目4番地	小倉台団地管理サービス事務所
アクティ北松戸	千葉県松戸市上本郷364番3号	アクティ北松戸団地管理サービス事務所
千葉NT プロムナード桜台３番街	千葉県白井市桜台2丁目3番	清掃作業員詰所
ピコティ北小金（西館）	千葉県松戸市小金2番地	清掃作業員詰所
千葉NT 堀込第二	千葉県白井市堀込1丁目5番（堀込団地内）	堀込団地管理サービス事務所
千葉NT プラザ西白井２番街	千葉県白井市けやき台2丁目2番	プラザ西白井2番街団地管理サービス事務所
プロムナード北松戸	千葉県松戸市新作134番地の5	プロムナード北松戸団地管理サービス事務所
グリーンタウン光ヶ丘	千葉県柏市光ヶ丘団地3番	光ヶ丘団地管理サービス事務所
千葉NT アバンドーネ原４番街	千葉県印西市原4丁目4番	アバンドーネ原4番街団地管理サービス事務所
パークサイド鎌ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市東中沢二丁目21番	パークサイド鎌ヶ谷団地管理サービス事務所
千葉NT グリーンプラザ滝野	千葉県印西市滝野3丁目7番	グリーンプラザ滝野団地管理サービス事務所
千葉NT プロムナード桜台１２番街	千葉県白井市桜台2丁目12番	清掃作業員詰所
エステート荒工山	千葉県柏市東2丁目2番	清掃作業員詰所
千葉NT アバンドーネ原１番街	千葉県印西市原4丁目4番（原4番街団地内）	アバンドーネ原4番街団地管理サービス事務所
コンフォール柏豊四季台	千葉県柏市豊四季台3-1	コンフォール柏豊四季台団地管理サービス事務所

茨城県内

団　地　名	住　　所	納入場所
取手井野	取手市井野団地	取手井野団地管理サービス事務所
取手井野第二	取手市井野団地	取手井野団地管理サービス事務所
戸頭	取手市戸頭4他	戸頭団地管理サービス事務所
アクティ佐貫	竜ケ崎市佐貫町740	アクティ佐貫団地
竹園	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
竹園第二	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
つくば・さくら	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
つくば・吾妻一丁目	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
つくば・春日	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
つくば・二の宮	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
つくば・二の宮第二	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
つくば・並木四丁目	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
つくば・松代三丁目	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
つくば・松代四丁目	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
つくば・松代四丁目第二	茨城県つくば市竹園1-12-2 第３ISSEIビル201	千葉北住まいセンター茨城分室
エスカード牛久駅前ハイツ	牛久市牛久町280	千葉北住まいセンター茨城分室

※上記納品先については、契約締結後に発注者・受注者協議の上で変更する場合があります。

以　上

別紙３

株式会社 ○○○○　御中

住 所：　〒277－0005
住 所：　千葉県柏市柏4-8-1
　　柏東口金子ビル５階
担 当：　ＵＲ千葉北住まいセンター
　　総務収納課　○○
電 話：　04-7197-5700

下記の通り、発注を依頼いたします。

納品団地	○○○	納品場所	○○○

型番	選　択　↓	色	数量	
○○○	蛍光管 ・ 点灯管		○○○	
○○○	蛍光管 ・ 点灯管		○○○	
	蛍光管 ・ 点灯管			
	蛍光管 ・ 点灯管			
	蛍光管 ・ 点灯管			
	蛍光管 ・ 点灯管			
	蛍光管 ・ 点灯管			
	蛍光管 ・ 点灯管			
	蛍光管 ・ 点灯管			
	蛍光管 ・ 点灯管			
	蛍光管 ・ 点灯管			
	蛍光管 ・ 点灯管			

備　考

9 提出書類一覧

提出書類一覧

（法人等名称）

1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。

2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時に御提出ください。

3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 （※使用する様式）	提出部数	提出期限	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書（様式1-1）	1部	平成31年2月22日（金）17時00分	必要事項を記入し、項番2～5の書類を添えて申請すること	
2	会社概要書（様式1-2）	1部	平成31年2月22日（金）17時00分	様式1-2（添付資料を含む。）	
3	競争参加資格認定通知書の写し	1部	平成31年2月22日（金）17時00分	有効期限内で業種区分「役務提供」のうち「サービス」又は「その他」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
4	使用印鑑届（入札説明書「4 使用印鑑届（様式）」）	1部	平成31年3月13日（水）17時00分	使用印鑑届または年間委任状を未提出の場合は、提出すること。	
5	印鑑証明書（原本）	1部	平成31年3月13日（水）17時00分		
6	入札書（入札説明書「5 入札書及び封筒（様式）」）	1部	平成31年3月13日（水）17時00分	代表者及び代理人の記名押印がなされていること。代表者又は代理人の印で封印済であること。（詳細は「3 入札心得書」参照）	
7	委任状（入札説明書「6 委任状（様式）」）	1部	平成31年3月13日（水）17時00分	入札参加者以外の者が入札書等を持参する場合及び開札に立ち会う場合にも必要。 なお、当機構へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	

【提出書類作成における注意事項】

① 入札説明書等に様式が添付している場合は、様式に記載してある様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

② 項番3については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済であり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。